

第 7 3 号議案

加東市印鑑条例の一部を改正する条例制定の件

加東市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 9 月 2 日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市印鑑条例の一部を改正する条例

加東市印鑑条例（平成 1 8 年加東市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。
- (2) 改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。
- (3) 改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改 正 前	改 正 後
(印鑑登録証明の申請) 第 1 5 条 〔略〕 2 〔略〕	(印鑑登録証明の申請) 第 1 5 条 〔略〕 2 〔略〕

3 <u>前項</u>の申請は、印鑑登録証明交付申請書に登録証を添えてしなければならない。 (印鑑登録証明書の交付) 第16条 市長は、前条の規定による申請があったときは、<u>登録証及び印鑑原票と照合し</u>、当該申請が適正であることを確認した上、当該交付の申請をした者に印鑑登録証明書を交付しなければならない。 2 <u>前項の規定による交付は、登録証を提示した者に対してのみ行うものとする。</u>	3 <u>前2項</u>の申請は、印鑑登録証明交付申請書に登録証を添えてしなければならない。<u>ただし、登録者が自ら申請する場合において、第4条第2項第1号に定める書類の提示があったときは、登録証の添付を省略することができる。</u> (印鑑登録証明書の交付) 第16条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請が適正であることを確認した上、当該交付の申請をした者に印鑑登録証明書を交付しなければならない。 〔削る〕
---	---

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

第 7 3 号議案 要旨

加東市印鑑条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

印鑑登録証明書を交付するに当たり、申請者の利便性を向上させるため、印鑑登録証明交付申請手続の見直しを行うことから、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

- (1) 印鑑の登録を受けた者が自ら申請する場合において、印鑑登録証の添付を省略できるようにすること。（第 1 5 条関係）
- (2) 印鑑登録証明交付申請の確認方法を変更すること。（第 1 6 条関係）

3 施行期日 令和 6 年 1 0 月 1 日